

○公共工事設計労務単価公表要領

(目的)

第1条 公共工事の執行については、透明性・競争性・客観性の確保が求められており、これらを確保する観点から、積算基準類の一つである設計労務単価（以下「労務単価」という。）を公表することにより、受注者の的確な見積もりに資するとともに、その競争性・公平性を期するものである。

(公表の内容)

第2条

(1) 公表の対象

土浦市が発注する土木建築工事及び測量設計業務の積算に用いる労務単価とする。

(2) 公表の範囲

茨城県土木部より公表されている土木建築工事及び測量設計業務の積算に用いる労務単価を採用（茨城県土木部を土浦市と読替えて適用）しており、これらを掲載する。

(公表方法)

第3条 公表の方法はインターネットによるものとし、掲載場所は、茨城県検査指導課ホームページ内で掲載されているものについて、茨城県土木部を土浦市と読替えることで、土浦市のホームページ上での掲載に代わって公表しているものとする。

(留意事項)

第4条 労務単価の具体的内容等について、電話、来訪等による問い合わせには応じないものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成29年4月1日から適用するものとする